

令和元年度 松山市情報化推進アクションプラン

追 録 第 2 号

令和元年12月

この追録は、令和元年5月発行の「松山市情報化推進アクションプラン」を基に編集しています。

【内 容】

1. ビジョン③-2
12:「国民健康保険システム改修事業（保険料の市特別軽減廃止対応）」を追加しました。
2. ビジョン③-2
13:「生活保護システム改修事業（制度改正対応）」を追加しました。
3. ビジョン③-2
14:「生活保護システム改修事業（被保護者調査対応）」を追加しました。
4. ビジョン③-2
15:「生活保護レセプト情報管理システム改修事業（法改正等対応）」を追加しました。

※別添：ビジョン別案件一覧（追加分）、個票を御参照ください。

今回の追加に伴い、事業総数が75事業から79事業になりました。

以上

2. 1. ビジョン別案件一覧（追加分）

事業総数：79事業

令和元年12月

基本方針		案件名		担当部署
ビジョン③ 最先端で効率的な行政運営で笑顔映す				
2	ICT活用で円滑に業務を遂行	12	国民健康保険システム改修事業（保険料の市特別軽減廃止対応）	保健福祉部 国保・年金課
		13	生活保護システム改修事業（制度改正対応）	保健福祉部 生活福祉総務課
		14	生活保護システム改修事業（被保護者調査対応）	保健福祉部 生活福祉総務課
		15	生活保護レセプト情報管理システム改修事業（法改正等対応）	保健福祉部 生活福祉総務課

③最先端で効率的な行政運営で笑顔を映す

基本
方針

2

ICT利活用で円滑に業務を遂行



①No	②案件名			③新規・継続
12	国民健康保険システム改修事業（保険料の市特別軽減廃止対応）			新規
④事業概要	<p>国民健康保険料は、低所得者に対する減額措置として、国が定めた基準により7割・5割・2割軽減が設けられていますが、本市では、平成12年度の介護保険導入時に国保料の激変緩和のため、暫定的に国が定めた7割・5割軽減世帯に1割上乗せ（市特別軽減）を行い、8割・6割軽減を実施してきました。</p> <p>今回、愛媛県国保運営方針に基づき、決算補填等目的の一般会計繰入の解消等による財政健全化に取り組むことを目的に市特別軽減を廃止するため国民健康保険システムの改修を行います。</p> <p>【国民健康保険システムとは】 国民健康保険の資格管理や保険料計算等の業務を行う為のシステムです。</p>			
⑤目標または必要性	愛媛県国保運営方針に基づき、決算補填等目的の一般会計繰入の解消等による財政健全化に取り組むためには、システム改修が必要です。			
⑥実現への課題	<p>【条例等改正】 条例に基づく本市独自の対応のため改正が必要です。</p> <p>【市民周知】 被保険者へ周知・啓発することが必要です。</p>			
⑦期待される効果	<p>【制度改正対応】 【市民サービスの向上】 愛媛県国保運営方針に定められた決算補填等目的の一般会計繰入（市特別軽減）の解消を図りますが、段階的（令和2、3年度）に廃止することで保険料のアップ率を抑え、被保険者の負担緩和を図ります。</p>			
⑧担当部署	保健福祉部 国保・年金課			
⑨ スケ ジュ ール	年度	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
	計画	<p>予算化 → 設計、構築 → 6月から運用</p>		
	進捗状況 ／達成度	計画どおり実施		
	今後の課題			

③最先端で効率的な行政運営で笑顔を映す

基本
方針

2

ICT利活用で円滑に業務を遂行


①No	②案件名		③新規・継続	
13	生活保護システム改修事業（制度改正対応）		新規	
④事業概要	<p>平成31年3月の生活保護関係全国係長会議において、国の制度改正により、生活保護法第29条に基づく生命保険会社等に対する資産調査の際、各自治体が使用している独自様式を令和2年4月以降全国統一様式とすることが示されました。その後の国からの通知により、詳細仕様が示されたことから、統一様式に合わせた帳票等の変更に対応するため、生活保護システムの改修を行います。</p> <p>【生活保護システムとは】 生活保護を受給されている方へ支給する保護費の管理や経理事務のほか、通院・入院・介護サービスの利用管理や債権管理等を行うために必要なシステムです。</p>			
⑤目標または必要性	制度改正に対応した適正な事務処理を行うためにシステム改修が必要です。			
⑥実現への課題	実現への課題はありません。			
⑦期待される効果	資産調査照会様式の統一により、生命保険会社等の回答作業が効率化され、各福祉事務所で保護の要否等の決定を円滑に行うことができます。			
⑧担当部署	保健福祉部 生活福祉総務課			
⑨スケジュール	年度	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
	計画	予算化、設計、構築 	4月から運用	
	進捗状況 ／達成度	計画どおり実施		
	今後の課題			

③最先端で効率的な行政運営で笑顔を映す

基本
方針

2

ICT利活用で円滑に業務を遂行

①No	②案件名			③新規・継続
14	生活保護システム改修事業（被保護者調査対応）			新規
④事業概要	<p>平成31年3月の生活保護関係全国係長会議において、国の制度改正により、生活保護世帯の状況把握のため各自治体が国へ提出している被保護者調査について、令和2年4月分から項目追加されることが示されました。その後の国からの通知により、被保護者調査の「保護廃止理由」及び「世帯員の状況」への項目追加・削除等の詳細仕様が示されたことに対応するため、生活保護システムの改修を行います。</p> <p>【生活保護システムとは】 生活保護を受給されている方へ支給する保護費の管理や経理事務のほか、通院・入院・介護サービスの利用管理や債権管理等を行うために必要なシステムです。</p>			
⑤目標または必要性	制度改正に対応した適正な事務処理を行うためにシステム改修が必要です。			
⑥実現への課題	実現への課題はありません。			
⑦期待される効果	システム改修により、項目追加された被保護者調査に対応することで正確かつ効率的に国への報告ができます。			
⑧担当部署	保健福祉部 生活福祉総務課			
⑨スケジュール	年度	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
	計画	予算化、設計、構築 	4月から運用	
	進捗状況／達成度	計画どおり実施		
	今後の課題			

③最先端で効率的な行政運営で笑顔を映す

基本
方針

2

ICT利活用で円滑に業務を遂行

①No	②案件名			③新規・継続
15	生活保護レセプト情報管理システム改修事業（法改正等対応）			新規
④事業概要	<p>平成30年6月の生活保護法改正により、令和3年1月から、レセプト情報や健診情報を活用し、健康課題を抱えていると考えられる被保護者の方の生活習慣病の発症、及び重症化の予防等を推進する「被保護者健康管理支援事業」が開始されることとなり、レセプト情報や健診情報を利用した調査・分析、対象者の抽出、個別支援、目標・評価指標を用いた評価等が行えるようにするため、生活保護レセプト情報管理システムの改修を行います。</p> <p>【生活保護レセプト情報管理システムとは】 医療扶助が適用されている被保護者の方のレセプト情報を一元管理するシステムです。</p>			
⑤目標または必要性	法改正に対応した適正な事務処理を行うためにシステム改修が必要です。			
⑥実現への課題	<p>【制度改正対応】 被保護者健康管理支援事業が開始されるまでの間に、福祉事務所が参考とするためのマニュアルを国が通知する予定であるため、今後、国の動向を注視していく必要があります。</p> <p>【マニュアル化】 システム改修後に、操作者が操作できるようマニュアルを整備する必要があります。</p>			
⑦期待される効果	<p>【制度改正対応】 システム改修により、法改正に対応したシステムの継続利用ができることで、適正な業務が維持され、行政の合理化につながります。</p>			
⑧担当部署	保健福祉部 生活福祉総務課			
⑨スケジュール	年度	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
	計画	予算化、設計、構築 	4月から運用（R3.1月から事業開始）	
	進捗状況／達成度	計画どおり実施		
	今後の課題			